佐座礼伊志

ル 4
1149
6

京都帝國大學圖書

JL 4
1149
6

細石

寺田寅彦記

細石

幸田義紹扣

九十

ル 4
1149
6

筑摩郡

宮腰

治承年中木曽冠者義仲の長兵樋口次郎兼光の居城
三里ノ離レ平城ナリ
寿永二年甲戌年木曽家一族討死し後亡ぶる

野尻

治承の頃加賀軍義仲長兵今井四郎兼平の居城寿永
二年甲戌年一族共に於て討死の後廃城

仁場ヶ

海北信濃守の居城一族海北大和守居城にて古城の跡

今の首級村已の首よりて海野宮内少輔幸義代
嘉永七年庚辰の頃九月大信合義小太郎討死落城絶

須賀

本貫家の持城信濃国佐久郡の内
より足利將軍尊氏公の命一家村上氏武部大輔信
通をもつて高城に住し家督の後小田城に移
り住居し其子源太豊方代有故ありて城引拂

嶋立

深志の城主小笠原信濃守政秀の二男四郎氏長初諏
訪郡石倉に住し移り立氏森に住代々

石倉より永四元甲子年移り立右近左文代由家小笠原
外信濃守貞朝の命によつて松本の城に住居し是を
筑摩郡城代として松本に移る同暦十四年丁丑の頃
子孫光氏出れり信濃国佐久郡の城父の職となり絶松本の城
代より天文七年戊辰の頃七郎父の職となり絶松本の城
家系断絶して苗字引拂

下生坂

安曇郡仁科日置の郷を九郎氏の幕下一族九郎兵衛尉
居城天文十八年己酉の頃一四月二十日本城落去ありて
當城没落

平瀬

小笠原氏の持城、家臣平瀬十郎右衛門代々の居城、天文十九年
庵氏の子、深志城の城主武田家の旗下、若林氏、諏訪
政（日後小島治部左衛門政）、中城を攻め落し、城を平瀬氏自害して
中城となる

大耳

小笠原氏の持城、長尾大耳大炊代々の居城、天文十九〇
庵氏の子、深志の城を小笠原氏奪城の時、大耳大炊
馬を乗て中馬の時小沢進一、永豊後守小屋、小落中城
となる

（日古の大耳の氏の子孫今小笠原家にあり、長尾氏一説小大耳氏を大銅氏
とする、非なり、又大銅城と氏誤なり）

小笠

村上家の幕下にて小路村成実の旨山中城を代々
小路刑部少輔小笠原氏高水平中にて居住有故、小
笠原家小屋、永四年中親より小路氏家系沿革
小にて小笠原氏大膳大夫長時の家臣、文代にて
守る所に天文十九年、庵氏の子、甲州武田家と
領地の境とあり、小笠原氏深志の城を攻め、庵
中城小文代の元、荒廃代

（日一説小笠刑部少輔政の後小笠原伝藤、長時の後、日高長
持居住、詳なる代）

見當

保福寺

今の保福寺村の境、小古城の遠あり、保福寺の城

[illegible]小笠原氏の居城にて家長太田弥四郎成信籠城
[illegible]天文二十一年壬子の[illegible]甲斐國主武田家の幣小縣
郡[illegible]飛騨郡に乱入の[illegible]住居[illegible]
り放火して破却せむ

光袖尾　七嵐

七嵐村[illegible]申酉の方[illegible]にあり[illegible]今皇人七
嵐の古城[illegible]深志の居城にて小笠原氏の家長見当と
兼持太田弥四郎の居城[illegible]天文二十一年壬子の[illegible]
八月甲州勢責寄たちまち小城却せむ為富城
刈谷原乃初九城[illegible]

刈谷原　鷹住根

元来海野信濃守左兵衛尉幸純の四男刈谷原五郎基広
安年中世所より此地に居城を築鷹住根の城と号し
御名小屋刈谷原氏と称し代々居城八今城跡
刈谷原峠の南[illegible]の[illegible]の脇にあり天文年中
小笠原大隅守長棟より属深志の麓下属城となり
長棟[illegible]敗て深志の城中に[illegible]家長[illegible]当城に
主君弾正少弼長時の命[illegible]差上太田弥四郎小縣
太田弥四郎の居城[illegible]七嵐見当の[illegible]所を兼持天文二十
一年壬子の[illegible]八月十[illegible]甲州の大守武田家の幣小縣
[illegible]筑摩郡小丸入[illegible]居城を攻陥し弥四郎深志の
城の[illegible]原[illegible]討死せむ其時当城破却

曰此日甲州勢の主力来会丹後守居城を攻めて竹束を以て
製し用ゆ弟体を責る具と云れ竹束のことはじめて世の
軍器となる故来会氏武田滅亡の後信濃守家小笠原信昌と改め今の武州
金沢の住主来会丹後守の先祖なり

會田　虚空蔵山

元来海野氏信濃守幸親の二男会田小治郎遠
長年中祖所より会地にて居城をかまえ会田氏と称
十代の後小笠原大膳大夫長秀麾下に属し幕下に古城
今の會田町なり丑寅の方に虚空蔵山と云ふ山あり
後に里人虚空蔵山の城と云ふ天文二年壬子の年
八月武田晴信攻城主会田氏信義を討死後
て家系断絶城破却せり

塔原

元来海野の属にて信濃守幸親の二男塔原三郎幸
親なりしが中古信濃氏と称し後兄弟四人
小笠原小屋に天文二年壬子の年甲州勢攻れ
城門を閉じて自害し後破却せり

霞盆子

同郡会田虚空蔵山の城主海野家会田小治郎
の移城なり長長石田監物代に居城天文二年
壬子の年八月に城高城より後に川柳

秋吉

會田氏の持城と号し城主交代して
天文二十一年壬子のころ八月城會田氏去り後荒廃

中野

會田氏の家臣の分城老臣中野二右衛門
居天文二十一年壬子のころ甲州勢のため城落
没のころ中野氏大いに戦死し

笹城

會田小治郎の持城中野氏落城の後荒廃

西宿

流野の東北會田小治郎の要害城なり二の丸口称
形々今田氏於秀の御代なり天文二十一年壬子
八月十四日城攻落ち一日の間城主敗北し
後城たちまち落城

田澤

元来海野信濃守居城の西田澤四郎
文永年中以所より別家郷名乗り田澤氏と
称し後小笠原家に属し家系中絶し
小笠原の家臣花村若狭守為隆を
城主として居城す天文二十一年壬子のころ八月

甲州武田勢南部に入て南條を責城主花村
若狭守戦死す依て南城破城に

林

小笠原右馬介清宗代造営林村より十余町已乃方
にあり屋形の跡址あり方俗これを林の小城と云
又武田方より小笠原氏を城館の行とあり是を林の
大塚と云小笠原清宗より深志四郡長時迄五代の
乃居城なり配置深志の城と同時に天文二年二
年叢生のより月桔梗の系合戦小笠原氏大敗て
立科に村上の居城葛尾に引退るよりて武田勢
籠城をつゝて破却に

安坂

小笠原氏の持城幕下長尾安坂筑後守代々の居塚
天文廿二年叢生のより月桔梗の系合戦小大切切と
云も南條を退去し主君小笠原長時と共に中
塔の城に籠城し江沼之を年乙卯より主従戦場の
國山に引ふより荒廃

瀬場　洗馬

今の洗馬村洗馬郷村と称し一郷の名瀬場右馬允
代々居塚今の本洗馬村小信氏古塚あり天文二年
甲寅より八月二十七武田信玄南部あるよ依く

九月新田義貞を攻て敗走し伊賀に入て藤氏
（ことし）に進の忠聖弘治元年戊午の冬二月ふる
るゆゑ伝法の命をうけて耳利左衛門尉晴吉山城
と國貴主従二百十七人の首をとり放火して焼死せり

山吹　徳音寺

人皇五十六代清和天皇の第六の皇子貞純親王の御子源
氏の棟梁六孫王経基の五世八幡太郎陸奥守義家の四男
六條判官為義の實は義家の長男但馬守義親の男十一父義親有故出雲の國に配流し後除せらるゝ也仍て義家の四男と系図に云ふ三男
帯刀伝藤國末曽（日注古岐岨又吉岨又岐蘇又木曽と云）小住一木曽の先生義
賢と号し平治の乱に深せしを家長中原仲之権守家
遠（日樋口治部丞兼光今井四郎兼平巳御前の父なり）乳母として先生義賢の子木曽

冠者義仲を守育て終に正四位下朝日將軍伊与守
小住せしむ其子十八代の孫なる高信小居城（山吹の條宮腰村徳音寺山の城と宮腰樋口の城と云ふ）左馬頭義昌代弘治元年乙卯の冬二月
武田家に攻られ南條と共に滅亡
落荒廃

（日山吹の城は宮の腰村なり木曽門を祀り右の方の山に徳音寺村小あり今徳音寺と云ふ禅室の屋敷を移り世を隔て山吹院名称）

駒嶽

上野駒ヶ嶽の城と号し中原仲之権守家遠の居城
義仲を守立て屋敷なり義仲成長の後は山吹の城に移
持て弘治元年庚午駒嶽の城荒廃

（因日駒ヶ嶽山は伊奈辺にて第一の高山なり世の人つくりあげたる嶽と云あり
なり世間の人呼ひ毎山焼の住しふるなり）

中塔

小笠原家の持ちて隨一の長兵二万余騎を以て代々の居城天文二年二月十五日拾枝原に於て小笠原長時と武田信玄と合戦の御勝利を得ると雖も國人離反し信濃長時切腹なりしを以て當国二万豊後守大に謙め深志の城を攻めらるも常陸介義しの二年の乃武田と戦ふも終に勝利なきあり八月甲州方に退く

後弘治元年乙卯の三月主君長時を越列春日山の上杉家に落し給ふ時に同舎方土佐守等義を拾翌丙辰の三月兄牛千代の城と云ふ者の城と云ふ者の行と義ひ親列と称し諸小国離志義家の長と成りと云ふ

稲倉　雛倉

雛倉村にて五宮の宮峠道山の上に古城の跡あり後人云ふ天文十九年庚戌の三月武田信玄乃命ふ為て教書石民於小浦（日後馬場信春守信春と云ふ）當城と築て敵に対し家臣を置き遠江守山吉源左衛門の母人を加勢して常陸介義信の城と為す

藪原

弘治元年乙卯の三月七日甲州の大守武田大膳亮晴信入道信玄荒廃郡内を攻撃奈良井藪原等を乱入し四月二日名古峠西南の方小藪と藪本宮と成り

与右衛門尉光茂武田治部少輔守護
ハ[illegible]天四年二月御田家當國発向のとき破却
とある

蟻筒崎

蟻筒崎村故城ハ今の南の方小本九二の九ニの九又
城あと名今郡名にてあり蟻ヶ崎の城とハ里老
是を深志の古城の跡なりとハ

青柳

小笠原氏の持城幕下長尾青柳伊勢守頼長代
の居城天文年間の印のとき青柳氏武田家
降し天四年十二月武田家滅亡ののち破
家小屋ハ去て伊賀守景勝より春日源右衛門尉
尉信を城番ハ天四年七月のち八月海川家
のたのよ居城

仁熊

青柳伊勢守頼長の[illegible]九城持城天四年七月
八月城破却ハ

竹場

青柳伊勢守の持城天四年七月七日の八月
城破去まして荒廃

麻績

元来村上家の持城なり永禄年中麻績山城守氏代この居城天文十一年癸卯のとき當主麻績勘解由左衛門清長代村上義清と不和なりて出城小川郷武田信玄に属し天文四甲午年五月武田家滅亡の後麻績式部代上杉家より景勝の使として尾味左兵衛當城に来り守衛し天正十乙酉年七月のころ八月十日信川家より軍勢に攻囲され城主戎部は害に依て落城せり

御嶽

元来木曽家の持城弘治元年乙卯のころ二月武田家攻れ左馬頭義昌山吹の城より當城に移り六月二日信玄に降参し領内安堵の約をなす信玄の婿となり武田家の婿となる後武田勢木曽殿と称し天正十年壬午のころ二月十五日勝頼代武田家滅亡よりて同年六月二日織田中将信忠に属し筑摩郡安曇の二郡并深志の城を賜り六月二日織田父子生害の件に乗じ上杉軍相景勝に攻れ當城に籠城し同暦十五年丁未のころ二月徳川家に属し同十五年丁未のころ有故て豊臣家に属し天正十年義就代天正八年庚寅のころ上総國芦戸の城主大橋山城守の舊領二百石を賜り當城を引払い移る

因曰木曽義就元和元年乙卯年大坂陣の御供仕り其者京亮浪人して陸奥会津に引移り蒲生忠郷氏郷に仕れ

右京亮[illegible]代の名秀郎秀行忠郎と三代を経て木曽右仲義教代
蒲生家滅亡するとともに[illegible]尾別[illegible]川家の名を抱られ
元文四年己未の春[illegible]名古屋表小倉[illegible]尾州藩の藩士と
血流相傳[illegible]に[illegible]れ[illegible]家系引絶代

妻籠

木曽の冠者義仲[illegible]の城[illegible]天正十年甲
申の[illegible]木曽左馬[illegible]義昌[illegible]長[illegible]村
[illegible]長[illegible]と城主[illegible]当城を同年九月二十七日徳
川家の命[illegible]蒲沼小大膳定利[illegible]安藤守頼忠
保科越前守正直等[illegible]を責山村良勝[illegible]
[illegible]川家に属[illegible]慶長十年[illegible]戻[illegible]豊臣家の幕
[illegible]拒んだ[illegible]小山村の如[illegible]小笠原[illegible]佐信之弟
に[illegible]成[illegible]大坂[illegible]天下一統の[illegible]部の所[illegible]

[illegible]当城を引拂

以上筑摩郡　三十五所

安曇郡

仁科日置　日岐

信濃源氏小笠原信濃守長時の家臣人皇五十六代桓武
天皇十五代小松の三位右中将維盛卿の遠孫九山
肥後守主君長時の命を[illegible]日岐村の南六七丁離大地と
撰要害の[illegible]城郭を築日置の郷と号し[illegible]城代其子
兵庫其子二人兵庫丹後守日置城家督嗣[illegible]
舎弟肥後守相傳代時小笠原[illegible]禄の頃[illegible]年[illegible]親孫と

少弐小笠原と武田と直ち國郡を爭ひ屢戰ふも勝敗決
せず天文十八年己酉の冬武田晴信日向大和守
宗英板垣源治郎信重等小笠原を攻るの時當城主肥後守
同伯父同苗筑前守（日二代目兵庫の合戦）甚助源四郎も小幡左衛門
今年大永元年少弐と孫彦郎と京都に於て爭ひ彦郎
城主肥後守八支流小幡村小幡宮別當神宮寺
かて移年を法寺門に於て高九郎に依て武田晴
當城を破却す

宇留賀

仁科日波の五張持城宇留賀小治郎代に居城天文十
八年己酉の年に城乙山肥後守家臣に依て當に武田晴の

大日向

天文十九年己酉の冬仁科日波城乙乙山肥後守家臣
逆去のこと武田晴信の命に依て家臣小幡尾張守
信定渋沢小太郎と若城と搦手居城に日置の逆を防く
天文十九年庚戌の冬深志小笠原氏居城に依て苗雲川掛
一國武田領となる仁科に依て苗雲川掛

大嶺

小笠原氏の苗乙持城家臣交代して元年に天文十九年
庚戌の冬乙乙乙乙深志城に依て荒廃

仁科森

平二位小松資盛卿の二男仁科治部盛宗元暦の改元甲辰の年木曾の冠者義仲に属し義久元年己卯の年嫡子治部盛遠當所に来て居住し仁科氏と称す（曰仁科氏小二郎より信濃源氏と文武元年庚申の年原徴部正源義元南城再営して少輔居城となる安年中将軍義満公の命に依て仁科治部盛遠の遠孫仁科殿治部盛光再南城を修し居城天文十二年癸卯の年仁科十郎右衛門太夫盛政武田大膳太夫晴信公安城の異心に依て高城小屋に居住永禄四年辛酉の二月尾張守小屋に生る孫右衛門尉之同年四月自殺同所の池水に入溺死す盛政嗣子なきに依て武田晴信の弟十郎信盛（曰初名信吉）父の命に依て仁科家の家系を継仁科十郎盛言と称し南城を居城し後尾張守小屋に居住天文九年庚子の年高城を引拂伊奈郡高遠の城に移る

西山

仁科森の四男九郎家氏矢口筑前守代に居城天文九年庚子の年仁科尾張守盛言と共に為右を引拂伊奈郡に移る

澤渡

仁科森の幕下持城親族澤渡兵部盛言元亀元年庚午の年南城を揚り居天文九年庚子

本城仁科氏伊奈郡高遠ヨリ移ル後ハ南部ヲ
引拂主家一同ニ高遠ヘ飯

飯盛

仁科森ノ幕下持城一族飯盛ロ向守春盛天文年
中南條ヲ引拂居天正九年辛巳ノヲリ本城仁科氏
伊奈郡高遠ヘ移ル後ハ南部ヲ引拂一門ニ高遠飯

東馬

仁科森ノ幕下飯盛ノ内九家民交代ヲ以守ル天
正九年辛巳ノヲリ破却

千國

仁科森ノ幕下高木七郎廣盛ノヲリ仁科路向守盛
光ノ長子千國鬼八郎當時ハ居ル大塚合戦ハ武田ト
形ル為家系絶ヘタル後ハ本陣仁科森ヲリ栗ノ木原
道仲ヲリテ南部ヲヲリ守ヲ天正九年辛巳乃
ヲリ仁科五郎尾張守武田家ノ命ハ後ハ伊奈郡
高遠ノ城ハ入ル後ハ一門當地ヲ引拂高遠ヘ飯

池尾

永隆二年己未ノヲリ甲州大守武田晴信入道信濃ノ行
信玄公ノ志ノ城ハ出陣ヲ家民飯富兵部少輔
昌馬場民部少輔景耳利左衛門尉清昌等ヲ以テ

澤國高原の城を責め落して世部右國の境をなれば
を若と奥木曽左馬頭義昌の長兵元年武田の家兵
長坂左馬頭国清入道長閑を成守らしむ永禄八年乙
丑の四月山縣三郎昌景大将として三河の城を悉
攻落して信濃国高遠守籠盡日記澤 年五月 并小平沼城
守を各降伏を称して降参し世時飛澤一国平定して武
田家小屬に其後天正十年壬午の冬三月武田家滅
亡の後は荒廃に

二見

清和源氏義光の後胤大四位太郎義長木曽の住
木曽郡の内入と関に城を築代々居住
安曇一郡の守護に代天文十二年癸卯の冬大四位佐
渡守直長武田家に降す大臣太夫晴信の臣となり
筑摩小列に大守の例を新に所朝夕の御守護に
川中島戦度の合戦すも出陣をもつとも伝来の勝元
ありて武功の名を形に天正元年癸酉年四月十日
法性院殿日伝玄公尊去の後八月城に引籠居て長篠
天目山に出て出陣に天正十年壬午の春十五日
武田伊奈四郎勝頼天目山の麓田野に於て一門共害武
田家滅亡の後城主大日方佐渡守直長豊臣家に屬し
安堵の思ひとなり城に居住文禄四年乙未の冬
九月九日直長病死嗣子なきに依て城の関職を
改せらるるものなり城主なく荒廃

因日此附大日方佐治宇吉長小島より高の宮より二人ノ職を授け
ゆえ[illegible]て本国称小松出村より[illegible]て居住一本長のの[illegible]家名を
[illegible]今右方仁左[illegible]と[illegible]て代々[illegible]二千石の[illegible]を授け[illegible]民[illegible]
苗字帯口[illegible]を[illegible]し[illegible]紀[illegible]を[illegible]文[illegible]を[illegible]出[illegible]地[illegible]ゆえ[illegible]
子孫近郷小村家[illegible]当又当村高家の居住[illegible]も同姓[illegible]
小松出村仁左[illegible]本家[illegible]

右安曇郡十二所

以上十郡ノ二百二十二所

[illegible]十郡の国小諸士[illegible]居城地[illegible]
[illegible]の[illegible]国[illegible]の[illegible]
の居住地[illegible]今の世[illegible]里人ハ郷士の居住又ハ
合戦の節諸将の陣[illegible]大名の陣[illegible]
領地の[illegible]死[illegible]備後小軍功[illegible]家

系譜[illegible]ハ[illegible]
[illegible]書記[illegible]
世の[illegible]

慶長以来引拂御料所陳屋所名

佐久郡高野町　慶安二庚寅年ヨリ寛文二年壬寅迄ニ年甲午年ヨリ九年
高井郡新野村　寛文六丙午年ヨリ元禄二己巳年マテ二十四年
水内郡長沼六地蔵町　元禄二己巳年ヨリ宝永八辛卯年マテ二十七年
水内郡富竹村　宝暦十庚辰年ヨリ明和元甲申年マテ五ヶ年
水内郡西條村　明和元甲申年ヨリ同五戊子年マテ五ヶ年
佐久郡塩尻村
伊那郡福與村
以上七ヶ所

慶長以来引拂當時無之城館役所屋敷之部

高井郡

高井野城

清和源氏張面八郎為朝の落胤の冠者ヶ十七代豊前國福島城主福島掃部頭正則の長子福島左馬之助正則（日初二千二百石領）徳川家ニ属シ慶長七年庚子の冬ニ信州高井郡の内ニ於テ大坂并関ヶ原合戦の功ニ依テ元和の頃大坂并関ヶ原合戦の功ニ依テ元和の頃ニ信州高井郡の内ニ於テ四十八万石の加恩を賜ハリ（舊領合せて六十九万石余と所領ス）ニ信濃守相ハ任シ其成ハ門ニ西ハ門ニ入レ居ル小屋ヲ元和七年己未の冬ニ七月ニ安藤右馬之助ニ没ス而モ此流罪ニ処ス

因ニ信州高井郡ニ為ニ御料村ニ新規居城ヲ築キ其ノ地ニ

備後守忠別（曰初名市松母ハ牧野彦右馬允度成の四女なり）家督を嗣て備後国
山内の城主高四万五千石を領す（曰信州二百名 戦士二百五千名）寛永元和元年
庚申の年九月十四日備中守忠別父に先て病死す
嫡子福若丸（曰後正別初名なり）忠則の舎弟孫作
郎清定の家督を継て知行を許され
居城其低文代を合せ藤本信州流列作れ信州
元年乙卯の年三月十日寛永元年甲子の年七月十日
父福若丸（曰其村名小谷 三井野村黒
沢村原田村大熊村中島村
豊田村右三村之郡千）
十四年丁丑の年十二月八日南王市に逐て利
二千石を賜て逝去し給ふ備後国家系断絶
して後亦世に出ず海陸御知行

国曰今俗説に福若氏ハ家系ハ絶ることなく兄弟家系正統なり文ハ又ハ二人ハ正別氏の系図
を見るに明らかなり福若の名ハ正別の孔母ハ先妻福沼の娘にて尾列ハ遠て正別ハ孔を
祝父正真より召抱てこれを
せしなり
原村浄宗大乗寺に菩提所なり卒去の御も同寺ハ葬父正別ハ夫婦
と城居して同郡原田村曹洞禅宗鳳松院の裏山ハ葬る又市に逐
正別ハ大乗寺に葬り燈居して三年程村ハ菜畑に示す正覚院と禅堂
の堂を建立す一近来又城跡堀に四又ハ三年寺を建立す

職人福若丸職人のなり
又ハ二人ハ正別氏の系図
なり理なりたるべしと
正別
と正別の
孫長の海まで
又曰福若氏佐州ハ居城にて忠別ハ同郡小川
村ハ同寺ハ葬父正別ハ夫婦
又市に逐
禅堂
なり寺流の寺利と

水内郡

赤沼敏

同国長沼の城主佐久右衛門職人勝友の二男同苗長助勝久寛
文四年甲辰の年四月十日ハ舎兄伯耆守（曰初名稔と西法 又安房守と改）勝豊が
父の遺言によりて分地二千石を賜り出羽守忠別に為
国屋敷を補理一二村を充て（曰赤沼村田子 村上郷村四ツ）寛文十一年

[illegible]成の子同社源四郎勝種の二男同苗四郎治郎勝重と長子として家督を譲り[illegible]源四郎勝種天和二年癸亥の子八月有故て領地を没[illegible]れ其子伊豆の大島へ流刑せらる日勝種の子島四人の内同居之子に因幡西方の城主松平右衛守光仲[illegible]

[illegible]れ[illegible]戸代例海岸屋敷[illegible]生涯[illegible]居家系絶す

其節四郎治郎勝重も没[illegible]れ亀井能登守茲親に預れ之源二年庚午[illegible]石見國津和の郡下小松居[illegible]八月古賀兎[illegible]内都八郎所八寛文四年甲辰年[illegible]天和二年癸亥の子[illegible]二十年ふ[illegible]て領居引拂領地没[illegible]

因日佐久方長田勝久八天和二年壬戌の子八月[illegible]戸表[illegible]
[illegible]四年辛丑[illegible]年[illegible]岳院小華豊年癸丑の子四郎
治郎没[illegible]年[illegible]元源二年庚午の八月[illegible]元の後四年癸丑の子
新地二千石を賜[illegible]古藤[illegible]今[illegible]孫[illegible]陽て[illegible]戸屋敷[illegible]
[illegible]佐久方利[illegible]

肥前郡

長沼城

當所八往古淀倉時代建久二年壬子の子兵衛佐頼朝の
臣近長沼太郎[illegible]の地相陽て[illegible]延元二年丁丑の子
[illegible]て一百四十六年の方居領の地海中絶
當城八永源四年辛酉の子六月川中島合戦の御武田
信玄當所より[illegible]百体[illegible]の時因日諏訪の宮より薄[illegible]逗留て体[illegible]
[illegible]の因[illegible]家の[illegible]の五郎の木像と唱
刻之也今現小長沼神社諏方宮安置[illegible]
豊小命して當所を捨て碧城を造[illegible]
[illegible]年戊辰の子十二月[illegible]家民馬場[illegible]守信房
日方御家居方信房初石女[illegible]石民[illegible]民勝又民[illegible]
後又民と方[illegible]永源八年二月[illegible]信玄の命[illegible]信房[illegible]命して縄
張之也城と称[illegible]郭の城と名付[illegible]日南條と若月の
[illegible]と[illegible]

里俗の説あれども左に略す也 若月の城とハ同郡北東條村蚊里田の城と云ふ 南城と関部の城と信云名有れ八南部武田氏の北東の境なれハ他氏と雷を接と云ふ 又関部の文字と接し又城と甲斐国の城と云ふ文字の義理あるとして然名付たる

佐竹市川梅千代

摩寺義遠

接守 曰一書に天正七年己卯年と云ふ同十年壬午年迄四年間 佐竹山城守廣熙長信居城とあれども今兆より佐竹氏ハ元来北條家の幕下にて武田家の左右あり 又南国北条氏の領地なりしに天正十二年甲申の年 佐竹山城守小金家の命にて下野の国長沼の城を攻り居城とす 北条家滅亡ふるに 慶長八年癸卯の年 小田原陣の年 忠義の為に作れり 佐竹氏ハ勤怠なれども下北の長沼と信州長沼 信州飯山と混雑して書たるものか

佐竹義重

家城元の信濃国信長公の命を受て森武蔵守長一 曰和田蔵

長可と云ハ織田家十九代八幡孫なり 法号して鬼武蔵と称 此年二月二十九日 同郡飯山城代小森武蔵重政と云ふ 長一法名 織田家の長臣なり 重政と云ふ 岩世俗混して同人と称和せり 大なり 後豪氏より混すべし 養子也 養子なり

城を森持 曰和行蔦領今ノ 二千百七千九百石 **家臣** 右衛門長信 **松代の城** 小を居て 当

十清五十人 **郡** 武田氏 天正十年六月二十 織田氏

父子 長信 **信濃** 一門国を 上杉の方 上杉景勝五十

兵 年 信州 **北入** 弟 **家臣** 海津城 **守**

組久 蔵代 十清五十人 **守** 神領氏 曰書に北市海津城

茅川刑部 同人 刑部 同年四月二十 森氏 家臣 海津城 **天正十八年** 信濃の

七月 豊臣秀吉公の命に 信濃 川中島 **上杉** 軍相 景勝

攻て 領氏 **世** 城代 先組 **家臣** 海津城 組久

右 勤 居城 氏 文禄四年 九月十八 上杉 軍相

陸奥 会津の城 遷る 時 豊臣 家 海津城入 **松** 代 右衛

信濃守 当城 **城** 同人 **氏** 確 右衛 **南** 小 来 **氏**

同 慶長三年 戊戌の 八月十八 老臣 関白 **去**

の後 信濃の国 右衛 家康公 **城** 入 **代** 当 関長門守

[illegible]城し文祀八日一書に慶長五年庚子のとし九月備前
[illegible]家ありて諸城征服のとき川中島四郡公領
[illegible]領掌すとあり里人これを思聞して勇士を恭志
[illegible]慶長八年癸卯のとし二月十七日上使本多忠勝朝臣
[illegible]信州川中島四郡を勇士に持日勇士領地の為
[illegible]三年の勲しの内
[illegible]代官として大久保石見守長安日大久保氏初佐州佐渡山の奉行
[illegible]代官を作り[illegible]
[illegible]下後[illegible]代官平岡帯刀
[illegible]領地を支祀八日世時の領伝州二十
[illegible]二百石余の代官移りて右
[illegible]元和二年
[illegible]十二月十七日佐久郡亮賜之新地一百八十石余
[illegible]日信州諸郡の内[illegible]
[illegible]郡の内[illegible]
[illegible]元和元年庚申のとし備中守賜年[illegible]
[illegible]又寛文四年甲辰のとし備中守

賜年の書[illegible]長田備人[illegible]郡の内[illegible]村乃陸[illegible]郡の内二持
の内於合五ヶ村の内[illegible]二千石と改合[illegible]
延宝七年己未のとし領内[illegible]入捨地有[illegible]二百二十七石余
成貞享五年戊辰の五月十八日佐久郡御新正賜親代有故
領地石[illegible]同月二十八日長沼城引拂

因曰佐野長沼城[illegible]八同郡飯山の御主松平遠江守忠親[illegible]領地八信州
十二ヶ村[illegible]村[illegible]代官[illegible]
佐久郡御新田[illegible]親八丹羽若狭守長[illegible]
[illegible]中小島居[illegible]元禄四年辛未のとし正月[illegible]
辛丑八冊言の伯又[illegible]
今江戸[illegible]坂口[illegible]

水内郡

赤塩屋鋪

當所八[illegible]村地[illegible]て田畑[illegible]耕[illegible]天[illegible]を作て[illegible]

實の法名を小願主飯山の城主板倉遠江守源忠俱代
延宝三年中家民野田善長善兵衛政満小命にて当所の流れ
逆ぶりて村地小川しめと称し野田政満二千年前
之処の命をうけて天小川りの神を面白の地蔵
尊耕地開墾にて善兵衛田善長善兵衛を穂田
小居住の屋敷を開墾地とする元禄八年九月
月十三日政満也もに一同終命に依源左衛門掛家
又し飯山領

伊奈郡

木下町館

當所八往古伊那實原の城主蒲原氏の掛城あり其後

氏所絶の後中絶天和二年癸亥のとし五月同國埴科郡坂木
の館主板倉内膳正重種（日初石見守重道實八内膳正重矩の二男初同姓伊奈
の家臣と称ス 慶長年中家を継ぎて舎兄伯耆守重良
佐久郡の領を拝して伊那郡の内二万石を賜ること
なりて養子（日舎兄伯耆守重良の二男頼母重相（日後小姓中守
小伊奈郡二万石を配分し重相弟に居館を立て居住
元禄十二年己卯のとし二月命ありて細川中務重高
弟を拝して伊奈郡の庭瀬へ移り掛

埴科郡

坂木館

寛文二年癸卯のとし板倉内膳正重種（日初兵庫頭重道次石見守
正重種と改ム 佐久小縣郡内二万五百石を賜り

延宝八年台命に依て四膳

領し京命ありて所ふ居館を営み居住せしむ天和二
年叡慮のよりて再京命ふ依て信濃ふ赴て同國伊那郡を
賜ふ故に長父板倉伯耆守重良（日重良ハ重経の舎兄なり重経初め叔父筑後守重直の養子となり有故て再伯耆守重良の家を継）の一男頼母重宣（ふ日初左京重相後筑後守重直ふ改）天和二年叡慮のよりて
信州伊那郡并ふ信濃国高井郡上市原郡都合三郡の内三十七
村高二万石を給命し重宣市原郡都合三郡の内高井郡三村ふ居館を賜
住日今伊中庄屋敷跡 初家四万石を領し代四十年の後元禄十七年三月
のよりて甲斐守重寛代（日初千治帝文武部初重長又重知とふ寛文十二年同姓宗家ふ更りふ後筑後守重直の家督し天和二年寛文重種嗣子なきふ依て貞享元年甲斐守ふ改）京命ありて当所を引拂陸奥国信夫郡
福島の城ふうつる故当館中絶

二万石郡

小布施役所

寛文七年丁未のよりて閏八月ふ将軍大猷院家光公乃
渉四男新見寄相重綱ふ（日渉知名豊松君初個豊郷後ふ個重ふ改正三位
ふ信代延宝二年甲寅のよりて九月十四歳ふ清湯院
殿と号し宝永七年庚辰のよりて八月二十三日卒して
従実大将軍贈正一位大政大臣と崇し奉る）甲斐信州近江上野の四ヶ國の内ふて合計二万石を賜領
なりふ付の時信州の領地ふ依て郡田野ふ村ふ役所を建て
そのまゝ居住なりて當所ふ陣屋を補理ふ年数二十五年
ふ当る二百石余を配せしめ宝永元甲申の年十二月廿五日渉嗣子
中将右近君綱安郷（日渉知名ハ虎松君と云延宝二年戊午のよりて十月二十五日誕府
甲斐ふ府の城と称父の遺領を継四位ふ任し元禄二年庚
午のよりて正三位ふ昇し奉る）将軍家御養君となせしれ（日個安郷後ふ六代目将軍ふ任
し文昭院殿家宣と称し奉る）
ふよりて當所ふ拂ふ奉る

伊那郡

松尾役所

寛文十辛亥のとし遠州敷知郡濱松の城主太田備中守資宗入道浄円の二男弥五郎資良（初名武松資高）知行三千石新田三千石合五千石配分と称し苗所ふて居候の役場と立其子大助（初名武松）資正三代目後の弥（初名資慶）代定置之辛癸酉のとし有紋領地五千石と上知せしめ古蔵ふ於て五千石と領義陶ふ分田原の通り古文書と称し苗所ふて居候

川路

佐久郡

下縣役場

尾州知多郡阿古屋の城主久松佐渡守俊勝の長男三郎太郎因幡守（日神君異父同母の弟本姓久松氏蒙京ず姓ちり）永隆之辛庚申のとし有清和源氏松平の姓及び一字と称し慶元と称し信州関宿の城主と成慶元より五代の孫松平佐渡守忠元の二男松平又四郎尚庸（初名尚勇）元隆十五辛壬午の八月二千石ふて古石知行ふて新地四千石合領作ふて同八月ふて信州佐久郡下縣ふ屋敷と称し九月古文書所領支配明和二辛乙酉のとし六月ふて尚庸の子息（初名尚賢）因幡守（初名尚和遠江允伊勢守又安房守ふ成ちふ）廣郷（初名尚保）代加恩千石と称し同辛酉ふ故停止作ふて領地八古新田ふ成ちし

佐久郡

高野町役場

享保十年乙巳のとし七月二十八日筑摩郡松本の城主たる水野隼人正忠恒（日初忠直）殿中において俄に狂症を発し長門の国府中の城主毛利主水正師就を刃傷におよひ被罷よ依て其身は武州川越の城主秋元伊賀守に御預けられ所領悉く収公せらる同年十月忠恒の舎弟水野惣三郎（日後大内蔵 又出羽守）忠穀に新地七千石を賜り当所に居住させ御料代官大草太郎左衛門の支配をうけ諸領地は享保十二年の後其子たる信濃守（日初名宗春 後ニ出羽守となる）忠友代々安永のとしぬ上総の国において加増三千石を賜り同六年丁酉のとし十二月駿河国駿東郡沼津において三万石を賜り

当所は中之条御料代官平岡彦兵衛出張役所被仰付しか免後別に引移る

水内郡

富竹役所

当所は往古足利時代清水下総守寿量て居（国日清水氏 本国信濃え）後入道して清水法印寿量と号す信濃に移りこの須田の城主として又子下総守正勝代々家臣として信長の臣となり二千石を領し子左京大夫量重二万石を領して後有故家系断絶 又中興宝暦十年六月御料代官今井平之助陣屋を営明和元年五月まて五ヶ年在

寛政四年壬子のとし石見国那賀郡浜田の城主松平周防守源康定信州水内二ヶ郡の内十八ヶ村高一万石加増を賜り当所に役所を建支配ス三十二ヶ年の後文政六年癸未

園陽寺康任（日實ハ松平佐渡守康通一男）大坂ニ陣代没ス領地ハ皆上ル
一百石ノ内中ヨリ系ヲ分ケ代々荒井平三郎中野嘉代
大系図帰家ノ松代増之真田藩正大弼幸專ト云所ノ
孫ハ不中絶ノ不天保七年丙申ノ三月ニ園陽
寺庸任十四年目ニ再領ス先祖ノ没所ヲ補理ス八月
ヒ文死ス系ヲ分ケ老中勤役中但列出石仙石家陸奥ノ
子孫 松平主税（日康任實家舎弟）仙石左京（日出石家老康任の妹聟）等ク最ヲ分ケ
四通ノ文ト昭来ヲ文ヲ山ヲ
ノ子一家 濃田ヲ持テ陸奥玉ノ郡棚倉ノ城ヲ
小ヲ如ク二百石ヲ石ヲ下ル
ル主ノ俗苗没ス主ノ掛

人皇五十代桓武天皇　佐久間家正統略系譜

御父光仁天皇　御母新笠高野夫人　御幼名山部親王

佐久間家正統畧系譜

皇五十代桓武天皇

御父光仁天皇　御母新笠高野夫人　御幼名山部親王　御諱日本根子皇統弥照尊　御號柏原帝
御在位二十五年　延暦十二年十月二十日遷都平安城同二十五年三月十七日崩御　御年七十九

葛原親王

第四皇子　一品式部卿
仁壽二年六月四日薨

第二御子　無位無官

高望王

第一御子　上総介後天徇公従五位下
寛平九年五月十日始賜平氏朝臣　寛弘二年九月二十四日薨

第五御子　村岡五郎　従五位上　鎮守府將軍

良文

和忠道　村岡小五郎　鎮守府將軍

忠通

治郎　陸奥守

忠頼

三郎　出羽守

頼尊

平太夫　長門守　三浦介
康平二年相模國三浦郡衣笠山築城住之号三浦
治郎　鎌倉權守

爲通

三郎　權太夫

景成

景通

景村　四郎

爲継　平太夫　三浦介

爲俊　義朝仕　駿河守

義継　庄司　三浦介

義明　三浦大介　従五位下　治承四年八月於衣笠城八十九歳卒　建久五年九月二九日祭神号御霊大明神

義行　泽久井治郎

爲清　三浦三郎

義實　図書四郎

義忠　真田与市

義清　土屋小治郎　大学助

義宗　板本太郎　相列衣笠城主　建暦二年五月二日討死

義隆　荒治郎　三浦介　別當　建暦二年五月二日討死

義久　三浦三郎　建暦三年五月二日討死

義春　多々良四郎五郎　建暦三年五月二日討死

義季　長井五郎

重行　禁六郎

爲久　石田治郎　建暦三年五月二日討死

義連　佐原十郎　左衛門尉　建暦三年五月二日討死

義盛　和田小太郎　左衛門尉侍所別當　建暦三年五月二日戦死　六十七歳

義茂　和田治郎

宗實　板本二郎

義胤　板本四郎

常盛　和田太郎　兵衛尉新左衛門　建暦三年五月二日子父同討死　四十二歳

義氏　和田治郎　子父同討死　四十九

義秀
義直
義重
義信
秀盛
義國
朝盛
家村
重春
茂春
重能
朝盛

朝紫三郎
建久三年和田合戦砌足安居国跡不知三十八才
金窪四郎左衛門
与父同討死　三十七才
五郎左衛門尉
与父同討死　三十四才
六郎兵衛尉
与父同討死　三十八才
和田七郎
与父同討死　十五才
板本八郎
和田合戦後住近江国板本三浦ノ氏称一字号板浦氏
和田新左衛
父常盛討死後ニ安居国ニ為佐久弓太郎家督養子
佐久弓太郎
安居ニ去佐久弓左領初ヲ為家苗佐久弓　佐久弓家之元祖
多々良三郎
由比浜合戦討死
小三郎
悪禅師
越後ニ去奥ニ居住上手住
佐久弓新左衛入道實阿法　實和田新左門常盛長男
安居ニ去佐久弓左領三又道御海ニ住上手住

家盛　佐久弓六郎　与六
為盛　佐久同太郎　与六
朝村　佐久弓六郎　与六
常朝　佐久弓兵衛尉
為明　佐久弓太郎　与六
宗朝　佐久同六郎　兵衛尉
朝明　佐久弓太郎　与六
朝継　佐久弓太郎　与六
安盛　佐久弓六郎　兵衛尉
盛通　佐久弓太郎　与六
盛明　織田仕　佐久弓太郎　与六
撰勇悦鷲固近ニ国安土城
政明　佐久弓太郎　兵衛尉

政實　佐久弓五六河内守　従五位下

政勝　初正勝　仕徳川家　佐久弓将監伊与守　従五位下　実同姓左兵衛尉信盛二男
盛經　初仕織田信長号正勝中須賀次郎石川重政改政勝後仕徳川家
佐久弓弥太郎

盛重　仕織田　佐久弓治左兵衛弥太郎　大学允
弥尾州尾張郡戦振城威振尾州鵜飼城

盛昭　太良兵衛山佐渡守
織田家長臣兵衛山佐渡守信昭養子

重明　佐久弓治郎　治左兵衛

重勝　佐久弓弥太郎　治左兵衛

重經　佐久弓弥太郎　甚左衛門

昭重　仕徳川家　佐久弓治左兵衛　甚左衛門

朝信　仕織田　佐久弓甚九郎
尾州守山城主

信盛　仕織田　佐久弓左兵衛尉　甚九郎　天正七年高野山ニ入
初尾州守山城主次同国善照寺城主六百石後近江国長原城主大坂陣ニ合戦改易

信家　佐久弓左京亮

信重　佐久弓五郎兵衛

信俊　仕徳川家　佐久弓五郎兵衛

勝光　佐久弓新十郎

正勝　後政勝　佐久弓治郎
同姓河内守政實養子

盛良　仕徳河家　佐久弓守左兵衛

朝次　佐久弓久六郎

盛次　初本盛　佐久弓久六郎　久左兵衛尉　妻尾州大山城主柴田三左兵衛勝家妹末守殿
尾州尾張郡城主六百石領　元亀三年近江国箕作城ニ戦死

盛政　佐久弓玄蕃允　大剛曽士妻同姓尾張名塚城主大学允盛重娘
加州金沢城主六百石領　天正十七年五月十二日柴田勝家ニ組長曽臣秀吉生捕ニ付

女一人

安次　初義　中川修理亮秀成室

佐久弓久六郎　久左兵衛　備中守
初畠山昭隆臣十ヶ保田若狭守養子ト賀ト云河内国錦郡領
次天正十四年仕豊臣秀吉ニ改佐久弓久左兵衛安次
後慶長五年属徳河家被加御相伴衆　仕従五位下備中守
元和二年三月十五日賜所領三百五十石并信濃国飯山城　高城主
寛永五年四月二十五日行年七十三歳卒去　戸笠廣岳院ニ葬

法名德翁院殿 切岸玄中大居士
妻保田若狭守 女

勝次 初勝宗

佐久間久六郎 民部少輔
元和元年大坂御陣御供顯働功
元和二年二月四日生年二十八歳不幸ニテ父先立辛去 臣戸芝泉岳寺葬
法名廣岳院 桃雲宗見居士 後廣岳院開基
妻真田伊豆守信幸 女

女 一人 安長

女 六人

錄原縫殿貫一室

佐久間三五郎 日向守 家督賜飯山城 三万五千石 為城主
寛永二年六月 家
寛永九年四月十二日生年二十三歳辛去 臣戸芝廣岳院葬
法名多福院殿 穩雲宗光大居士
妻井上主計頭正乾 女

桑山左衛門佐一直室

新荘越前守直好室
池田下総守長政室
毛利摂津守高則室
北條美濃守氏信室

勝長

勝政

勝重

勝利 女 一人

勝與 仕德川家 初實政

勝之

久留嶋丹後守通春室

佐久間三五郎
寛永九年九月三日家督賜飯山城 三万五千石 為城主
寛永十五年十二月二十日生年九歳辛去 臣戸芝廣岳院葬
法名大雄院殿德周宗薛大童子
寛永十六年依無嗣ニ被没所領
因曰
此年母方伯父井上河内守正利御老中勤役ニ付 公遍依願旨臣戸芝新堀ニテ名跡ヲ立テル 知行ニ万八百石ヲ賜リ家名相續シテ今佐久間五郎之御ト云是ナリ
柴田三左衛門 伊賀守
母方伯父柴田勝家ノ養子トシテ越前国敦賀ノ城主
天正十一年迎位柳ケ瀬合戰ニ生年二十七歳ニテ討死

柴田三左衛門
越前敦賀城主
柴田帶刀

奥山治右衛門 室

柴田三左衛門 生雲守 入道幽山

佐久間源六郎 大膳大夫亮
初紀而柴田三左衛門勝家猶子トシテ元服ニテ号勝元
次越中富山城主所佐々陸奥守成政聟養子ニテ改大膳勝高

次天正十二年仕豊臣秀吉公ヲ改佐久ヲ大膳實政
後慶長五年屋德川家被召許相伴衆任従五位下大膳亮勝之
元和二年十二月六日賜所領二百八千石并信州長沼城　為城主
寛永十年九月駿河国府中城在番役
寛永十七年七月二十九日於駿府行年六十七ヲ以卒去後府　葬
法名見光院殿泰山正安大居士　或玉凰院殿ト号ス
妻新荘式部少輔資直女
後妻秋元但馬守景朝女

勝年

佐久ヲ源六郎　佐兵衛尉　因幡守
母新荘式部少輔資直女
元和元年於大坂天王寺表欲討取二人戦功アリ
元和六年分地五千石
寛永七年五月二十八日行年四十一ヲ以卒去信州長沼葬後建寺号息寺
法名大龍院殿関叟玄鉄大居士
妻春原若狭守国家女

勝盛

佐久ヲ源六郎
寛永七年八月二日家督ヲ以五千石領
正保三年九月九日生年二十三ヲ以卒　在戸二本板高岳院葬
法名自照院殿固山道堅大居士
妻北條美濃守氏信女
正保四年依無嗣子被没所領

因曰
此時勝盛ノ家臣三家名賜新地二百石ヲ拜領シ年迄神樂坂ニ
住シ今佐久ヲ源六郎ト云是ナリ

佐久ヲ内記　實市川修理太夫秀成四男
慶長十九年養子約諾ヲ引後無之不將軍家為拜謁
元和元年十二月二十日於實家生年十九ヲ以卒去
佐久ヲ長松權之助　藏人
母秋元但馬守景朝女
寛永六年十二月十五日家督所領一百三千石　長沼城主
寛永六年十二月十五日任従五位下
寛永十八年改勝義
寛永十九年七月彩生年二十八ヲ以卒去
法名長松院殿青山正義大居士
妻松平甲斐守忠良女

勝成

勝友

佐久ヲ源四郎
母秋元但馬守景朝女
慶安三年閏十月二十四日　大猷院様芝御成先訴狀
同月二十八日賜新地三千石御旗本列被仰付
天和三年八月有故伊豆大嶋ニ流刑

勝種

佐久ヲ四郎太郎　源兵衛尉
天和三年八月父源四郎勝種有故流罪之節依為部屋住
松平相模守光仲被預　在戸八代例海岸於屋敷ニ蟄居
佐久ヲ四郎治郎
同姓佐久ヲ長助勝久養子

勝景

勝重

勝仲
勝貞

女十人

佐久間四郎五郎
天和三年八月父流罪ノ節与兄勝景同八代例岸ニ蟄居
佐久乃六之助
天和三年八月父流罪ノ節子舎兄ニ同八代例海岸ニ蟄居

因曰
右勝景勝仲勝貞兄弟三人松平相模守光仲ヘ被預生涯八代例
海岸屋敷ヲ以テ蟄居今因幡鳥取ノ国屋敷ニ佐久乃氏ト云臣アル人名
三人ノ苗跡ナリト云

柴田左左門勝重室
能勢治左ヱ門頼重室
渡邊九郎兵衛清元室
大嶋左太夫光盛室
光盛卒後他田摂津守仲央室
立花主膳正種次室
山口備前守重軽室
岡田豊前守義政室

勝豊

秋月長門守種春室
中川隼人資政室
文野監物晴胤室

佐久乃種之助 備中守 安房守
寛永十九年十二月三人日被家督仰付賜所領二万三千石并
長沼城 改備中守 正平八戊
寛文元年十月三人日任従五位下
寛文十年二月十八日改安房守
貞享三年八月三人日行年五十九辛亥 臣戸二本榎ヲ岳院葬
法名佛性院殿徳岩浄乾大居士
妻本多美作守忠相女

勝久

女一人

佐久間長助
寛文四年四月十日従本家配分三千石 信州赤沼村新館屋
天和二年八月二日行年四十九辛亥 臣戸二本榎ヲ岳院葬
法名常陸院殿中峯源忠居士
妻能勢治左ヱ門頼重女

西尾八兵衛忠里室 法名息

因曰
此女老テ尼トナリ信州長沼ニ至リ息寺ヲ再興ス本主下リ

勝重

佐久弓四郎治部　實同姓佐久弓源四郎勝種二男
寛文十二年正月六日養子家督三千石領　赤沼村舘主
御小性組御番頭勤役
天和三年八月實父佐久弓源四郎勝種百改大番流刑之砌依為親子
百袋御役御免被没所領亀井能登守茲親へ被預石見国浜田城主
元禄三年八月御免仍而都
元禄四年新地二千石拝領仍而本列
因日　女子孫今江戸桑鴨御駕町佐久弓刑部ト云是ナリ

勝高

佐久弓大膳
寛文七年五月三日生　元禄三年早世　丘戸ニ本復号岳院蒙
法名久松院殿徳山正利大童子

女　勝親

初勝茲

早世
寛文二年八月十日當日生産逝去

佐久弓式部右京織部織部正　實秋月佐渡守種信五男
幼名秋月百吉百作式部
延宝三年十月養子秋右京　實母松浦壹岐守隆信女
天和三年十月三人日家督　将軍家拝謁改織部
貞享二年四月十五日任従五位下織部正
貞享三年五月十日暫役　祝言　妻養父勝豊末女
貞享五年五月十四日中奥御小性被仰付秋壹岐病及固辞
同月十八日有故領地来長沼城被召上

女

丹羽若狭守長次へ被預陸奥二本松城中端居
妻八毋方伯父本多備前守忠将へ預ル
貞享五年五月十五日国元改易御籠
国城請取役　飯山城主　松平遠江守忠親　御徒目附阿部四郎五郎井上
新左衛門　五月十五日　飯山出立忠親途中依病気於神代村三夜逗留ス
八日状請取領地　御代官滝野重左衛門へ被預
元禄四年正月朔日於二本松端居勝親卒時二十二才
倹使御徒目附石崎甚兵衛酢称弥一左衛門二本松迄相越

養子織部正勝室

貞享三年五月十日十五才ニテ婚姻
貞享四年十二月懐任
貞享五年母方伯父本多備前守忠将被預　丘戸八丁堀屋敷後
当日早世

因日
本多備前守忠将公邊へ申立有之依之家名被仰付
佐久間左京ト号シ百五十表ヲ賜リ其子左京代丘戸飯河
屋坂口屋鋪ヲ拝領シ高三百石ヲ賜リ今相續ス是ナリ

貞享五年九月二十七日於本多備前守忠将八丁堀屋鋪出生

東京林鑛之助藏書